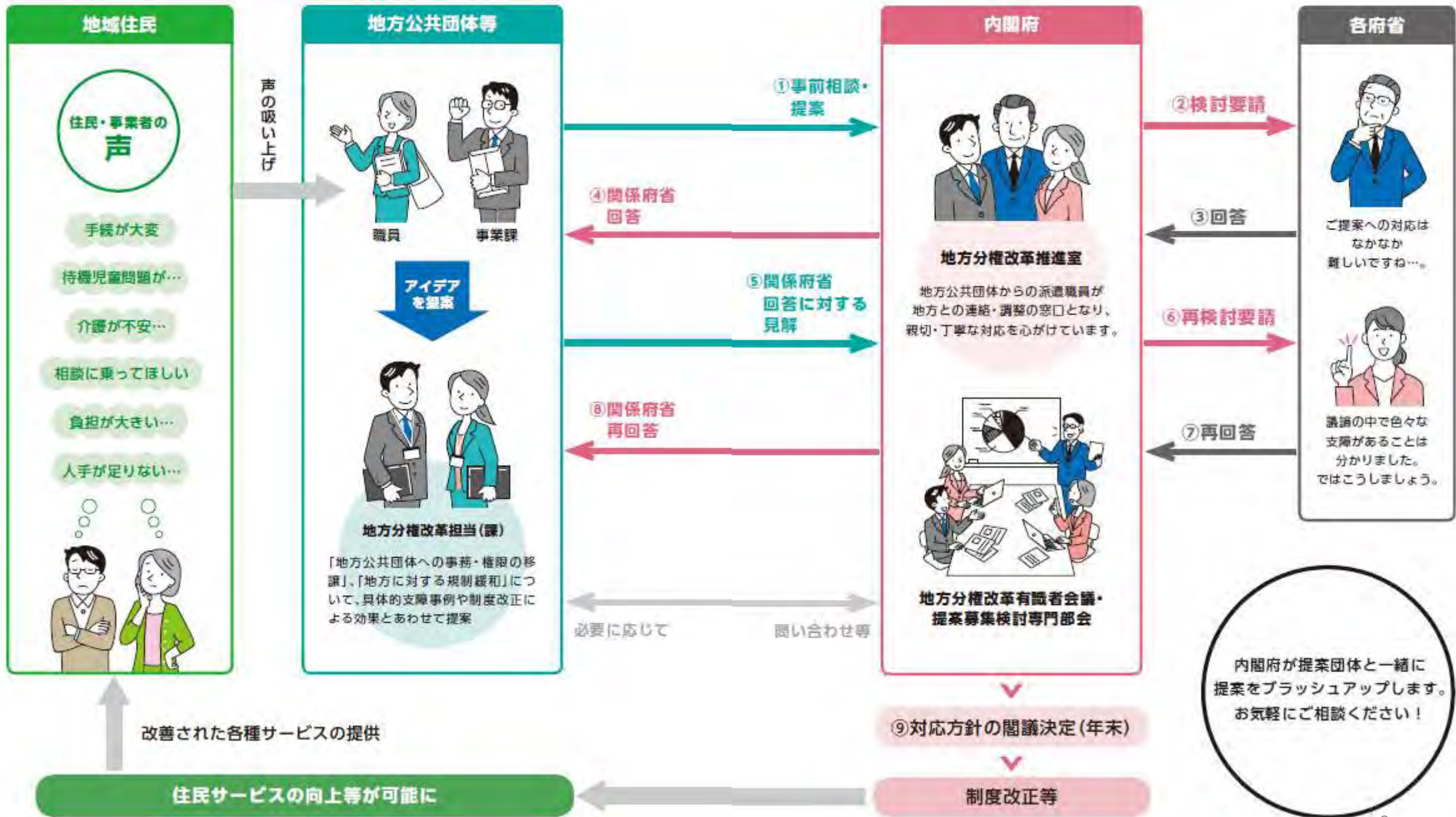


提案募集方式 とは…？

地域の課題を解決するために
国の制度を変える提案を
地方公共団体から出していただく
取組が「提案募集方式」です。





地方分権改革有識者会議



地方分権改革有識者会議 議員名簿

(氏名)

(役職)

座長	神野 直彦	東京大学名誉教授
座長代理	小早川 光郎	公益財団法人後藤安田記念東京都市研究所理事長・東京大学名誉教授
	市川 晃	住友林業株式会社 代表取締役会長 (経済同友会 持続可能な地域経営のあり方委員会委員長)
	木野 隆之	輪之内町長
	後藤 春彦	早稲田大学大学院教授
構成員	勢一 智子	西南学院大学法学部教授
	谷口 尚子	慶応義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授
	三木 正夫	須坂市長
	湯崎 英彦	広島県知事

提案募集検討専門部会

関係府省とのヒアリングの様子



提案募集検討専門部会 構成員名簿

(氏名)

(役職)

部会長	高橋 滋	法政大学法学部教授
部会長 代理	大橋 洋一	学習院大学法科大学院教授
	磯部 哲	慶応義塾大学法科大学院教授
	伊藤 正次	東京都立大学大学院法学政治学 研究科教授
構成員	小早川 光郎	公益財団法人後藤安田記念東京都市 研究所理事長・東京大学名誉教授
	勢一 智子	西南学院大学法学部教授
	野村 武司	東京経済大学現代法学部教授

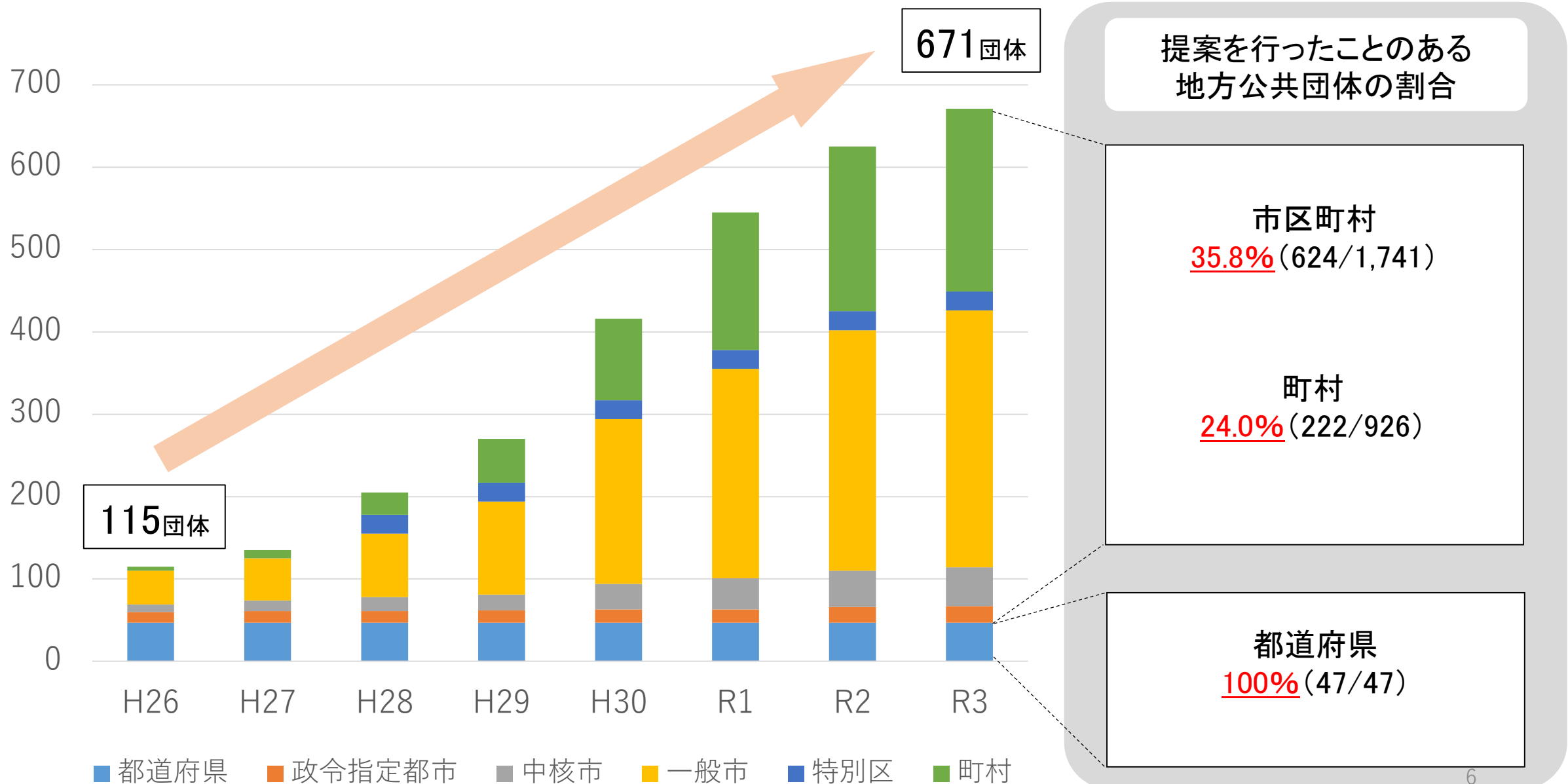
提案件数の推移

(件数)

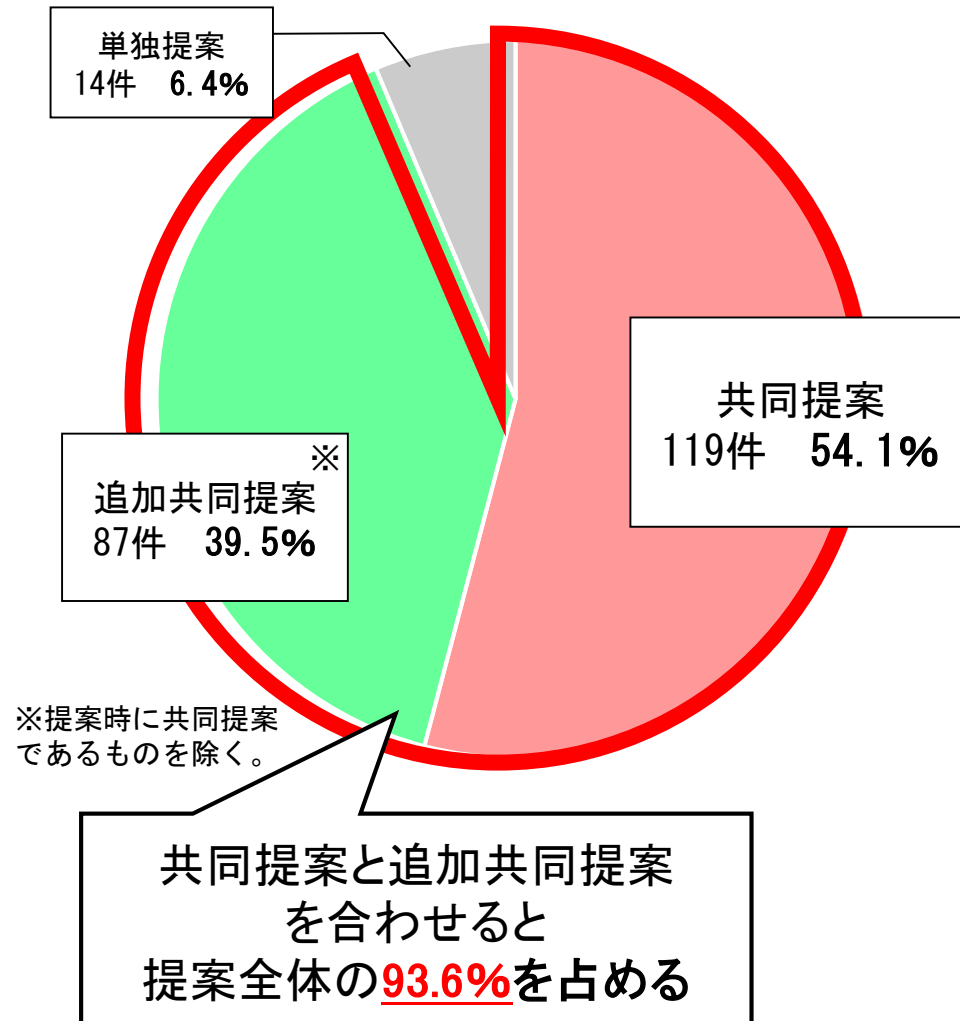
年	提案件数	関係省庁と調整を行ったもの					実現・対応の割合 c/e
		提案の趣旨を踏まえ対応 a	現行規定で対応可能 b	小計 c=a+b	実現できなかったもの d	合計 e=c+d	
平成26年	953	263	78	341	194	535	63.7%
平成27年	334	124	42	166	62	228	72.8%
平成28年	303	116	34	150	46	196	76.5%
平成29年	311	157	29	186	21	207	89.9%
平成30年	319	145	23	168	20	188	89.4%
令和元年	301	140	20	160	18	178	89.9%
令和2年	259	142	15	157	11	168	93.5%
令和3年	220	145	2	147	13	160	91.9%
計	3,000	1,232	243	1,475	385	1,860	79.3%

※合計は、関係府省における予算編成過程での検討を求めるもの等を除く、内閣府と関係府省との間で調整を行った提案に係る件数

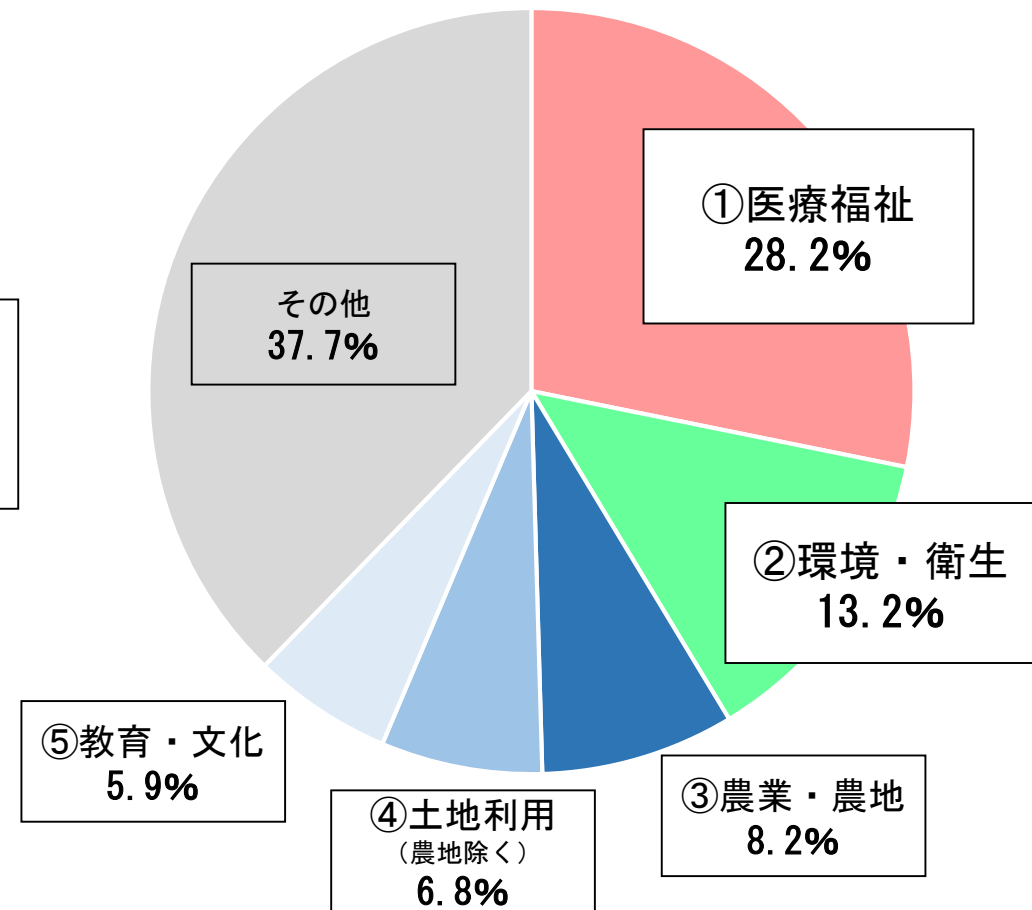
提案を行ったことのある地方公共団体数の推移



令和3年提案募集における 共同提案・追加共同提案の割合



令和3年提案募集における 分野別提案の割合



令和3年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

(令和3年12月21日 閣議決定)

1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ

2. 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和4年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告
- 地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。

3. 対応状況

- 令和3年の提案220件のうち、予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で既に扱われたもの、提案募集の対象外であるもの等を除き、160件について内閣府と関係府省との間で調整。

(件数)

提案の趣旨を踏まえ対応	現行規定で対応可能	小計(A)	実現できなかったもの(B)	合計(C) = (A+B)
145	2	147	13	160

令和3年の地方からの提案等に関する主な対応

1. 国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資するもの

計画策定に関するもの

- ① 農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化
- ② 下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化
- ③ 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し
- ④ 地籍調査事業計画の変更手続の廃止
- ⑤ 地方創生に係る各計画の内容の見直し、手続の合理化
- ⑥ 異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化
 - ・ 地方版消費者基本計画／都道府県消費者教育推進計画等
 - ・ 脱炭素社会実現に係る各計画
 - ・ 鳥獣管理に係る各計画
- ⑦ 指定難病の受給者証への指定医療機関名の記載につき包括的な記載を可能とする見直し
- ⑧ 障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象に介護保険施設等を追加する見直し
- ⑨ 国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し
- ⑩ 小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化
- ⑪ 埋蔵文化財の試掘調査における農地の一時転用許可を不要とする見直し
- ⑫ 地域公共交通に係る各協議会等の開催等の柔軟化

2. デジタル化等による効率化・利便性向上に資するもの

- ⑬ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用可能事務の拡大（地籍調査、管理不全空家、水道法に基づく事務）
- ⑭ 医師法、歯科医師法及び薬剤師法に基づく届出のオンライン化とそれに伴う都道府県経由事務の見直し
- ⑮ 障害児入所給付費の支給事務等におけるマイナンバー情報連携の対象の拡大（療育手帳関係）

詳細は当室HP「閣議決定等」ページ「主な対応方針に係る説明資料」を参照 (https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r03/k_tb_r3_setumei.pdf)。

3. その他

- ⑯ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲
- ⑰ 認可地縁団体の合併に関する規定の新設等の見直し
- ⑱ 保育所等の居室面積基準に係る特例期限の延長
- ⑲ 農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件に係る例外措置の見直し
- ⑳ 児童扶養手当の受給資格要件の明確化

① 農村地域への産業の導入に関する基本計画の記載事項の簡素化 (農村地域への産業の導入の促進等に関する法律)

現
行

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

- 都道府県は、**農村地域への産業導入に関する基本計画**について、義務的記載事項として、「導入する産業の業種」の記載が必要。
- 市町村は、産業導入を図る際、**基本計画に無い業種を導入することができない。**

支障

- 都道府県は、市町村が基本計画に無い業種を導入する際、その都度、**業種を追加するための基本計画の変更が必要。**



改
正
後

基本計画の義務的記載事項に関する見直し

- 基本計画の義務的記載事項から「導入する産業の業種」を削除。



効果

- 市町村は、**産業構造の変化**や**地域の特性**に対応した**機動的な産業導入の企画が可能に。**
- 都道府県は、**地域における新たな立地ニーズ**に応じた**都度の計画変更が不要**となり、**事務負担が軽減。**



地方分権改革推進アワード

○地方分権改革・提案募集方式の活用をより一層推進するため、他の団体の模範となる提案を行った団体を表彰し、地方の発意に基づいた地方分権改革の推進に資することを目的として実施。

「地方分権改革推進アワード」の概要

<p>【表彰の対象】 地方分権の推進に資する他の模範となる提案を行った地方公共団体等</p> <p>【表彰の種類】 内閣府地方分権改革推進室長表彰</p> <p>【表彰数】 年1回、3団体程度</p>	選考基準	(1) 提案実現により期待される効果
		①地方の裁量・決定権限の拡大 ②住民サービスの向上 ③業務の合理化 ④全国への波及
		(2) 提案に至るまでの取組
		①住民等との連携 ②共同提案の実施 ③提案に説得力を持たせる取組の実施

令和3年度「地方分権改革推進アワード」受賞団体・提案の成果等

泰阜村 (長野県)	転出届の受付、転出証明書の引渡し及び印鑑登録の廃止申請の受付等の事務について、郵便局への委託を可能とした。
春日井市 (愛知県)	70歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の一部負担金の負担割合の軽減に係る申請について、市区町村で保有する被保険者等の収入情報により判定が可能である場合は、申請不要とすることを可能とした。
徳島県	看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師をへき地の医療機関へ派遣することを可能とした。

令和3年度 地方分権改革推進アワード受賞団体

○令和3年度については、以下の3団体が受賞されました。

令和3年度受賞団体・選定理由等			
団体名	泰阜村（長野県）	春日井市（愛知県）	徳島県
提案名	郵便局において取扱いが可能な地方公共団体の事務の範囲の拡大に関する提案	国民健康保険等における一部負担金の負担割合の軽減に係る申請を不要とする見直しに関する提案	へき地の医療機関へ看護師等の派遣を可能とする規制緩和に関する提案
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ●転出届の受付及び転出証明書の引渡し、印鑑登録の廃止申請の受付等の事務について郵便局への委託が可能となり、委託できる事務の範囲の拡大により<u>住民サービスの向上及び行政運営の合理化に大きく寄与</u>することが期待されるなど、提案実現による効果が極めて高いこと。 ●制度所管省庁等に直接問い合わせ課題を整理し、現行制度の事務の流れを示して制度改正の効果を訴えるなど、<u>提案に説得力を持たせるよう</u>尽力したこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市区町村の有する被保険者等の収入情報で申請を不要とする判定が可能である場合は、申請を不要とすることが可能となり、申請忘れ等による被保険者等の不利益を回避できるようになるなど<u>住民サービスの向上に寄与</u>するとともに、市区町村から対象者への<u>勧奨、申請状況の確認、未申請者への再勧奨</u>といった事務が不要となり、<u>市区町村の業務の合理化</u>にも寄与することが期待されるなど、提案の実現により期待される効果が極めて高いこと。 ●国民健康保険等はいずれの市区町村でも実施されており、<u>全国的な広がり</u>が期待できること。 ●日々の業務で<u>住民の要望や不満の声をよく把握</u>し、それらを踏まえて提案されたものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●へき地の医療機関への看護師等の派遣が認められたことで、人材不足を解消し、医療提供体制を整備・維持することが可能となり、<u>住民サービスの向上に大きく寄与</u>することが期待されるなど、提案実現により期待される効果が極めて高いこと。 ●へき地医療の中核を担う地方公共団体の設置する医療機関が、必要な医療従事者を確保しやすくなるなど、<u>地方公共団体が目指す医療提供体制の構築に資するもの</u>であること。 ●<u>他の地方公共団体と積極的に共同提案</u>を行い、複数地域にまたがる支障であることを示して提案されたものであること。
受賞写真等予定	 <p>泰阜村長</p>	 <p>春日井市長</p>	 <p>徳島県保健福祉部長と担当課職員</p>

令和4年 提案募集の年間スケジュール

- 令和4年の提案募集においては、以下の方針により、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案を受け付ける。

1. スケジュール

- 2月28日（月） ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（令和4年提案募集の方針決定）
- 5月10日（火） ○事前相談・提案受付開始
- 5月10日（火） ○事前相談受付終了
- 6月1日（水） ○提案受付終了
↓
- 7月上旬 ○追加共同提案の意向・支障事例等の補強照会（2週間程度）
- 7月上旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（重点事項の決定）
- 7月上旬 ○関係府省への検討要請
- 7月～8月 ○提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング
- 9月上旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（関係府省からの第1次回答・専門部会におけるヒアリング状況等の報告）
- 9月上旬 ○関係府省への再検討要請
- 10月～ ○関係府省からの第2次ヒアリング
- 11月中下旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
（対応方針案の了承）
- 12月中下旬 ○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）

4月13日（水）
○4月8日（金）までに頂いた事前相談に係る
他の地方公共団体等への情報提供
↓
～4月28日（木）
○補足的な支障事例等、共同提案の意向 の受付



提案に係る各種
相談は常に受け
付けています！

令和4年 地方分権改革に関する提案募集要項（概要）

提案主体

- ①都道府県及び市町村（特別区を含む）
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする組織（例：〇〇県町村会）

提案募集の対象

- ①地方公共団体への事務・権限の移譲
（例）農地転用許可の権限移譲
- ②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付け及び必置規制の見直し）

※「義務付け・枠付け」とは、地方公共団体に対して、条例による自主的な決定又は補正を認めずに、事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）を義務付けることをいいます。

※以下のような提案は上記①②に該当しないため対象外。

- ・国・地方の税財源配分や税制改正
- ・予算事業の新設提案
- ・国が直接執行する事業の運用改善.....等

提案までの流れ

- ①事前相談（随時）
地域の課題や支障事例等を把握し、内閣府にメール・電話により事前に相談。
※この時点では首長の了解は不要です。令和3年度のうちから早めの相談をお願いします。
- ②提案内容の充実（事前相談後～本提案前）
内閣府から、提案内容の説得力を高めるデータや記載方法について助言。やり取りを重ねながら、提案段階まで内容を改善・充実。
- ③提案の提出（～6/1）
首長の了解を得て、所定の提案様式で内閣府に提案を提出。

受付期間・問合せ先

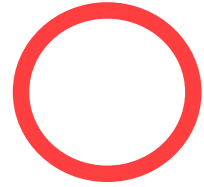
事前相談：3/1（火）～5/10（火）

本提案：3/1（火）～6/1（水）

【提出・相談先（提案募集総括担当）】

電話：03-3581-2437

提案募集方式の対象範囲



対象

① 地方公共団体への事務・権限の移譲

- ・国から地方公共団体への移譲
- ・都道府県から市町村への移譲

全国一律の権限移譲が難しいなどの場合は、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲(手挙げ方式)とする提案が可能

② 地方に対する規制緩和

(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)

- ・法律、政令、府省令、告示、通知等によるもの
- ・補助金等の要綱等によるもの
 - ※ 各種補助条件の見直しや手続・書類の簡素化が対象で、補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化等は対象外
 - ※ 特に地方分権の観点を踏まえた議論が必要なものを除き、関係府省に対し予算編成過程での検討を求め、予算編成後に改めて回答を取りまとめる。

- ・ 制度改正の必要性が具体的に示されている提案について、内閣府が関係府省と調整を実施
- ・ 最近の閣議決定で見直しの方向性が決定された事項等に関する提案については、新たな情勢変化等がある場合に、内閣府が関係府省と調整を実施

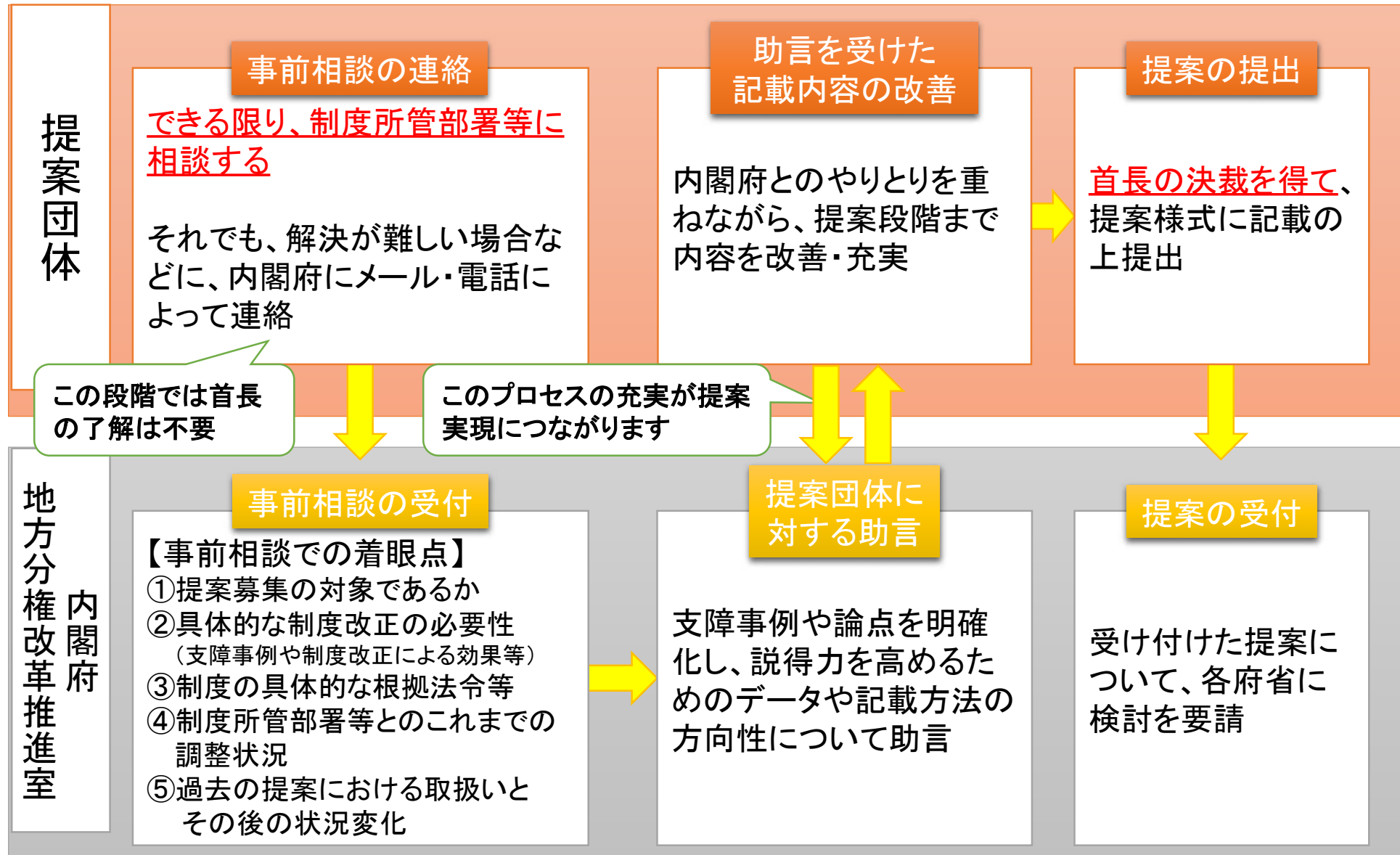


対象外

- ① 国・地方の税財源配分や税制改正
- ② 予算事業の新設提案
- ③ 国が直接執行する事業の運用改善

- ④ 個別の公共用物に係る管理主体の変更
- ⑤ 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

事前相談から提案までの流れ



令和4年 提案募集 重点募集テーマについて

- 例年どおり、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案を受け付ける。
- その上で、類似する制度改正等を一括して検討するため、以下2つの事項を重点募集テーマとする。

重点募集テーマ①「計画策定等」

地方公共団体に対し計画等の策定やその内容及び手続を義務付ける規定等の見直し

⇒ 計画策定等に関するワーキンググループにおいて検討し、とりまとめた「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」を踏まえ、計画策定等に関する提案を重点的に募集

重点募集テーマ②「デジタル(情報通信技術の活用)」

情報通信技術の活用による、既存システムの使い勝手の改善等を通じた、住民の負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・簡素化を図るための国の規制(法令解釈や運用・慣習上の規制を含む)の見直し

⇒ 近年の提案募集でデジタルに関する提案が様々出されていることや、デジタルを活用した地方の活性化が政府の取組の柱となったこと等も踏まえ、デジタルに関する提案を重点的に募集

重点募集テーマ①「計画策定等」

地方公共団体に対し計画等の策定やその内容及び手続を義務付ける規定等の見直し

＜提案の視点の例＞

- ①計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの
 - (ア) 国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの
 - (イ) 実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの
 - (ウ) 地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの
 - (エ) 政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの
 - (オ) 計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるもの

(参考) 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)(抜粋)
地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。

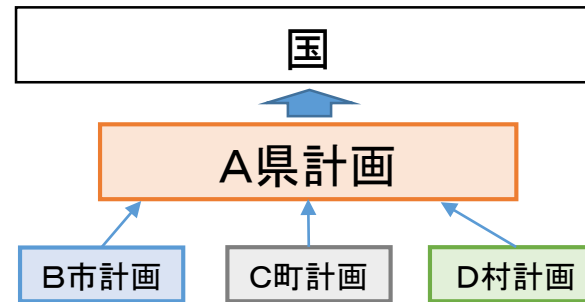
- 上記「提案の視点の例」にかかわらず、地方からの自由な提案を広く受け付ける。
- 法令上の根拠の有無を問わず、地方公共団体に対して策定を求めている全ての計画等を対象とする。

■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

- ①計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきものについて
(ア)国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの
(イ)実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの

現行

都道府県が策定する計画が実質的に市町村計画をとりまとめるだけになっている



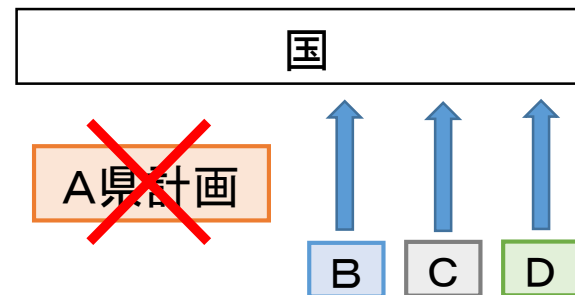
【A県】



数字をとりまとめているだけで、A県計画を策定する意義は無いのではないか

提案例

都道府県に対する計画策定の義務付けを廃止



【A県】



計画策定に係る事務負担が軽減！

この視点に関連する提案:

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止(令和3年 管理番号65)

■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

- ①計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきものについて
(ウ)地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの
(エ)政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの

現行

A計画の主たる記載事項は、関係団体が策定するB計画に定める内容と異なる設定をする余地がない(政策上実質的な役割が認められない)

A計画
(A県)

B計画
(B団体)



B計画と趣旨や目的が重複しているA計画を策定する意義は無いのではないか

提案例

A計画策定の義務付けを廃止

~~A計画
(A県)~~

B計画
(B団体)



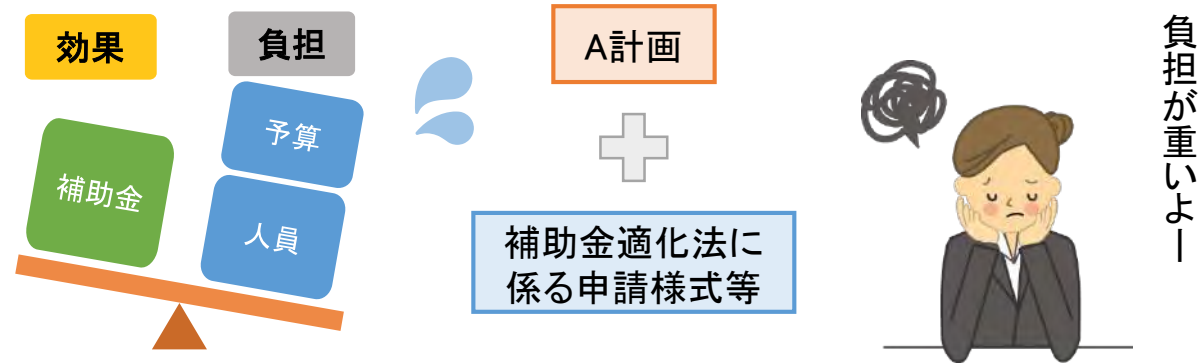
計画策定に係る事務負担が軽減！事業推進に注力できる！

■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

①計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきものについて
(オ)計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるもの

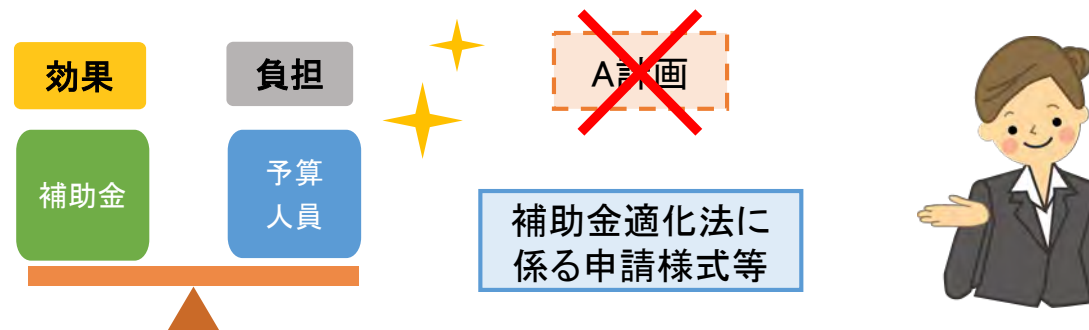
現行

交付金の交付を受ける際に必要な計画策定に係る人員や予算上の負担が大きい



提案例

交付金申請に必要な他の関係書類等に統合する等、申請に係る事務負担を軽減



＜提案の視点の例＞

②計画等の内容及び手続について見直しを求める必要があるもの

- (ア) 義務的な(実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。以下同じ。)記載事項を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- (イ) 策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- (ウ) 義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- (エ) 義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの(計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。)
- (オ) 地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合(分野別基本計画等の中に記載を加えることを含む。)して策定できることを明確化すべきもの
- (カ) 他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの

(参考)令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)(抜粋)

地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。

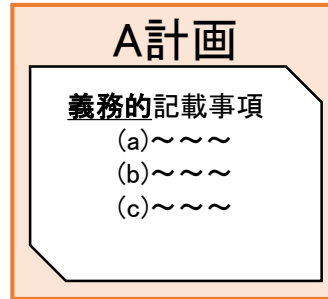
- 上記「提案の視点の例」にかかわらず、地方からの自由な提案を広く受け付ける。
- 法令上の根拠の有無を問わず、地方公共団体に対して策定を求めている全ての計画等を対象とする。

■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの
(ア)義務的な(実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。以下同じ。)記載事項を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの

現行

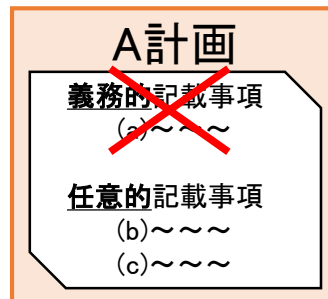
計画を策定する場合に記載しなければならない事項(目標、期間等)が法律等で定められている



全国共通で記載事項を規定されると、実情に鑑みて不要と考えられる事項についても記載しなければならない...

提案例

記載事項を廃止もしくは任意の記載事項に変更



各地方公共団体にとって真に必要な事項に絞って計画を策定することが可能となり、事務負担も軽減！

■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの
(イ)策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの

現行

計画策定に係る標準的な事前調査方法等について、国から詳細な方法が示されている

A計画

将来における必要量の見込みを記載すること

必要量の見込みの標準的な算出方法(通知等)

- アンケートを実施して…
- アンケートの範囲は…
- アンケート結果をこのような方法で計算し…



地域の特性等を踏まえて柔軟に算出したいのに、国が示す方法が実質的な義務付け※になっている…

※例えば、審議会等において国が示す算出方法による結果を示すよう求められる等

提案例

標準的な算出方法が義務付けではないことを明確化した上で、複数の算出方法を記載

A計画

将来における必要量の見込みを記載すること

必要量の見込みの標準的な算出方法(通知等)

- 当該算出方法はあくまで標準的なものであり、義務付けではない
- 算出方法A
- 算出方法B



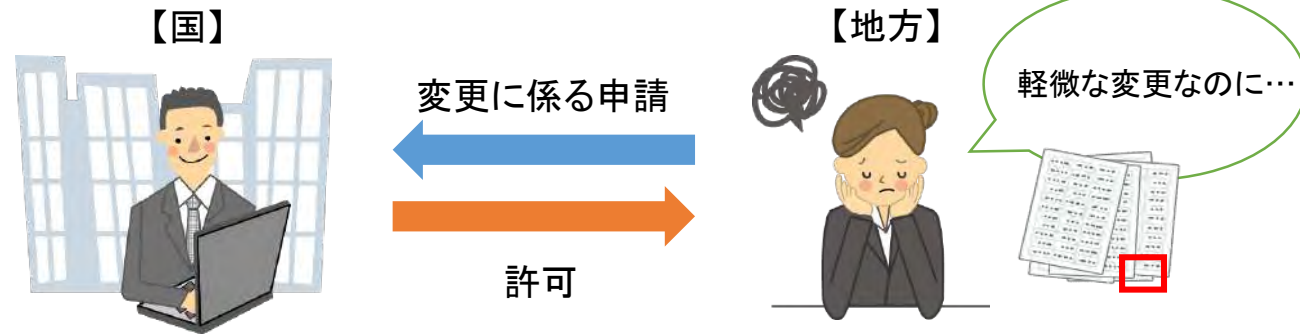
ヒアリングによる調査や過年度調査結果の活用など、地域の特性を踏まえた柔軟な算出が可能に！

■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの
(ウ)義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの

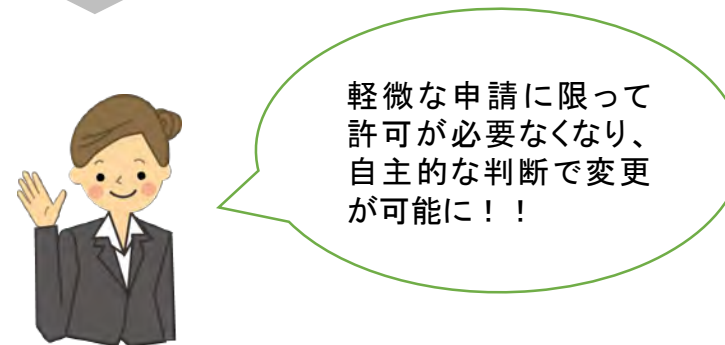
現行

計画の軽微な変更であり、その他の記載事項に影響がない場合であっても国の許可が必要



提案例

計画全体に影響がない軽微な変更であれば、国の許可が不要に

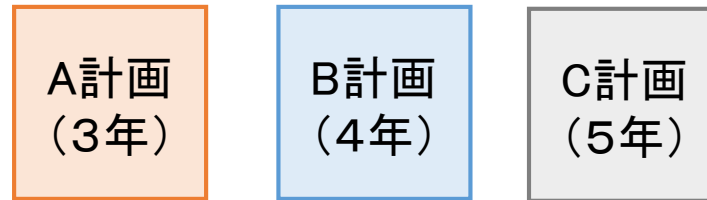


■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの
(エ)義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの(計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。)

現行

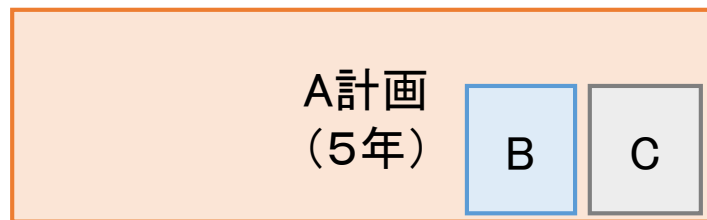
同じ分野で期間の異なる
類似の計画が複数存在



内容は重複しているのに、
期間も手続もバラバラで負担が大きい…

提案例

それぞれの計画期間を
統一した上で、A計画に
B及びC計画の要素を含
めることで個別の計画策
定を不要に



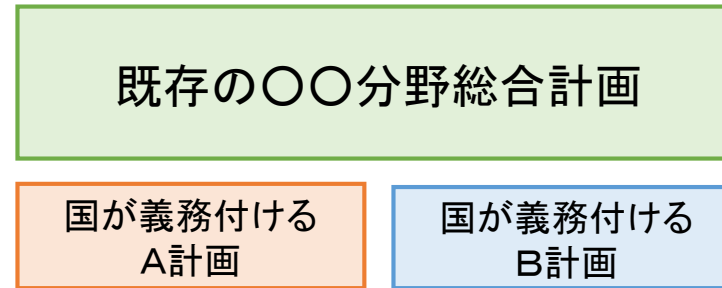
策定に係る時間
や労力が大幅に
削減！

■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの
(オ)地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合(分野別基本計画等の中に記載を加えることを含む。)して策定できることを明確化すべきもの

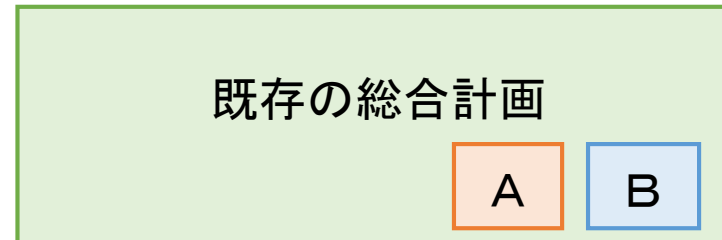
現行

地方公共団体独自の総合計画があるにもかかわらず、国から記載内容や様式等が定められた計画の策定を義務付けられている



提案例

既存の総合計画の中に国が義務付ける計画の内容を記載することで個別の計画策定を不要に

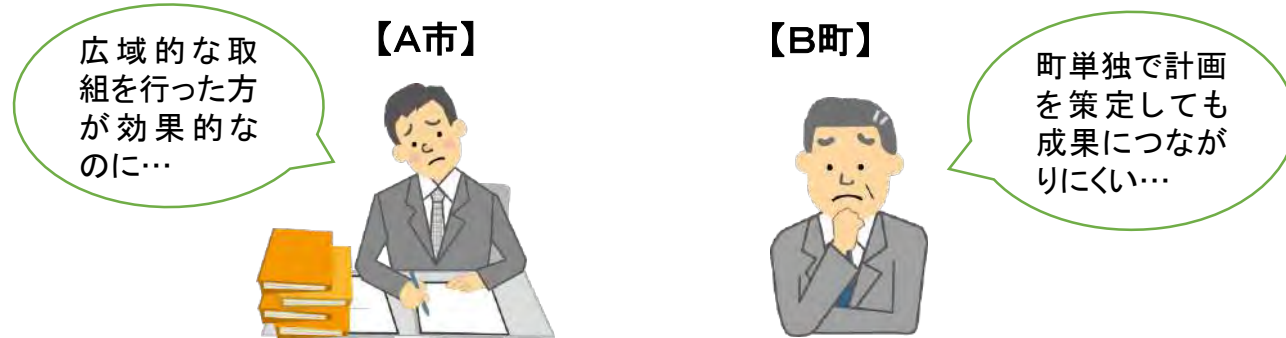


■ 「計画策定等」 提案の視点の例のイメージ

②計画等のその内容及び手続について見直しを求める必要があるもの
(力)他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの

現行

広域的な取組が必要な分野についても、地方公共団体の規模にかかわらず、計画の策定が義務付けられている



提案例

隣接市町村や都道府県を含めた広域的な共同計画の策定が可能に



重点募集テーマ②「デジタル（情報通信技術の活用）」

情報通信技術の活用による、既存システムの使い勝手の改善等を通じた、住民の負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・簡素化を図るための国の規制（法令解釈や運用・慣習上の規制を含む）の見直し

<提案の視点の例>

① 手続のオンライン化・改善

(ア) 書面による手続(申請・報告等)が義務付けられているもの

(イ) 手続のオンライン化に伴い、地方公共団体の経由事務が廃止可能と考えられるもの

(ウ) システムへの入力量が多い等の原因で、地方公共団体の事務負担が増加しているもの

② 行政機関間の情報連携等

(ア) マイナンバー制度による情報連携や住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、添付書類の省略が可能になると考えられるもの

(イ) 住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、地方公共団体による必要な情報の確認が容易になると考えられるもの

(参考) 経済・財政一体改革における各分野の重点課題(地方行財政)

(2021年12月3日経済財政諮問会議有識者議員提出資料)(抜粋)

デジタル時代にあって、業務の効率化、簡素化を進めることが必要である。このため、地方分権改革有識者会議において、国・県・市町村間の紙ベースの行政手続きの重複を一括検証すべき。

○ 上記「提案の視点の例」にかかわらず、地方からの自由な提案を広く受け付ける。

■ 「デジタル(情報通信技術の活用)」 提案の視点の例のイメージ

① 手続のオンライン化・改善

(ア) 書面による手続(申請・報告等)が義務付けられているもの

現行

書面での手続を前提とした、法令に基づく報告や交付金の申請等



提案例

手続をオンライン化(書面の提出を不要とし、メールやシステムでの提出を可能に)



この視点に関連する提案:
社会資本整備総合交付金に係る見直し(オンライン化・押印の不要化等)(令和2年 管理番号23)

(イ) 手続のオンライン化に伴い、地方公共団体の経由事務が廃止可能と考えられるもの

現行

書面での手続を前提とした、地方公共団体を経由する申請等



提案例

手続をオンライン化するとともに、地方公共団体の経由を廃止



この視点に関連する提案:
医師の届出に係る見直し(オンライン化・経由事務の廃止)(令和元年 管理番号145)

(ウ) システムへの入力量が多い等の原因で、地方公共団体の事務負担が増加しているもの

現行

システムへの入力項目が多い、重複している等の理由で入力作業・確認作業が煩雑



提案例

入力項目の見直し、自動転記等のシステム改善等により、入力作業等を効率化・簡素化



この視点に関連する提案:
公益認定等総合情報システムに係る見直し(システムの入力方法等の見直し)(令和3年 管理番号101)

■ 「デジタル(情報通信技術の活用)」 提案の視点の例のイメージ

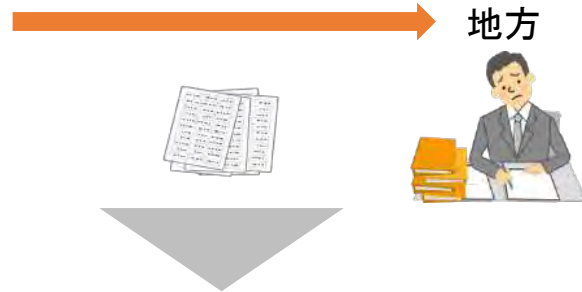
② 行政機関間の情報連携等

(ア)マイナンバー制度による情報連携や住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、添付書類の省略が可能になると考えられるもの

(イ)住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、地方公共団体による必要な情報の確認が容易になると考えられるもの

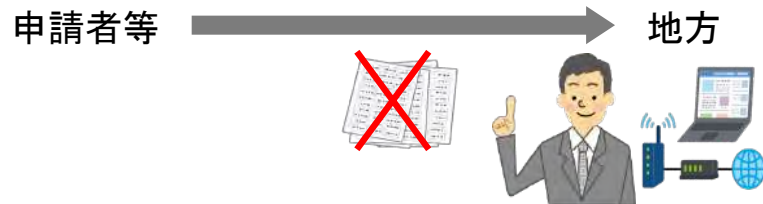
現行

申請等に際し、
書面の添付が必要
申請者等



提案例

マイナンバー制度による情報連携の対象拡大や
住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることにより、
書面の添付を不要に



この視点に関連する提案:

- ・ 障害児入所給付費の支給事務等におけるマイナンバー情報連携の対象の拡大(平成28年 管理番号298)
- ・ 水道法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し(令和3年 管理番号21)

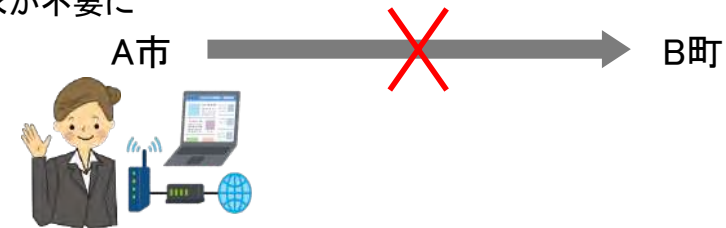
現行

地方公共団体の事務に必要な情報の確認のため、
他市町村への住民票の写し等の公用請求が必要



提案例

住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることにより、
地方公共団体が当該システムで必要な情報が確認できた場合に
公用請求が不要に



この視点に関連する提案:

- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し(令和3年 管理番号140)

地方公共団体・住民・大学等向けの研修等を更に展開

①研修（座学）



- 地方分権改革の必要性や提案募集方式の活用方法等について、座学学習を行います。
- 時間や内容はオーダーメイドで対応できます。（30分～1.5時間が目安）

②研修（座学+グループワーク）



- 座学後、専門分野が近い受講者に分かれ、グループワークを行います。
- 普段の業務から支障事例を発見し、提案化する体験ができます。

③大学講師派遣（ワークショップ）



- 地域の課題解決の手法の一つとして、提案募集方式の活用を考えるワークショップや、提案募集方式を学べる講義を受講できます。

④住民参加ワークショップ



- 地方公共団体の職員と地域住民が一体となり、地域の課題の解決を考えるワークショップを行います。
- 住民の意見を国の制度改正に反映することができます。

研修への講師派遣や、職員研修資料等の提供に係る相談も受け付けていますので、
お気軽にご相談ください！

提案募集方式データベースの案内

- 当室ホームページにて、提案の検討を支援するためのデータベースを公開中。
提案の検討に当たりヒントを得たい、担当分野に関連する過去の提案を確認したい等、目的に応じて利用できる。是非積極的にご活用いただきたい。
- 公開ページURL (<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>)

【エクセル版の使い方】

- ① フィルター機能を使って、年度別、分野別等での検索が可能です。
- ② 提案毎の調整結果（閣議決定における記載内容）の確認が可能です。
- ③ 各提案内容をPDFにまとめた「個票」の確認が可能です。

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
例	R1	1	03_医療・福祉	福村	新篠津村	内閣府、厚生労働省 B_地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法	自営業者の子どもに係る保育認定基準の明確化等	子ども・子育て支援法における未就学児の認定区分について、自営業(特に農家)の子どもへの認定に際しての全国(特に農家等の自営業者が多い地域)の事例周知、自営業の場合のモデルケースの周知等を求める。	当村は、自営業(農家)の方が多く、保育の必要量の認定に際し、就労により「家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」として保育認定を行う判断に苦慮している。当村としても、不公平感のないよう留意しつつ認定作業を行っているが、農家の作業時期や就労環境によっては、自宅に保護者がいる場合もあり、他の保護者から、保育所に通わせるのはおかしいのでは、といった問合せが寄せられることがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu03ka.html

フィルター機能をクリック

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とする	<令元> 5【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことを地方運輸局、鉄道事業者及び地方公共団体に通知する。 【措置済み】令和元年12月10日付け国土交通省鉄道局施設課長通	踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことや、鉄道の安全・安定輸送の確保が図られることを十分に確認した上で、関係者の合意が得られた場合に新設ができるものであることを明確にし、通知した。	【国土交通省】踏切道の新設に係る取り扱いについて(令和元年12月10日付け国鉄施第214号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu03ka.html	国土交通省鉄道局施設課

最終の対応方針や関係資料等も閲覧可能に

ハンドブック、取組・成果事例集vol.3

〔ハンドブック（令和4年版）〕



○提案の検討方法や支障事例の考え方等、地方公共団体等の職員が求める実践的なノウハウを幅広く掲載。

〔取組・成果事例集 vol.3〕



○提案募集方式の成果事例を25事例取り上げ、図解やインタビュー等を交えて分かりやすく掲載。

提案募集方式の学習動画、成果事例動画の公開

＜地方分権改革・提案募集方式に関する学習動画＞

- ・地方分権改革の考え方や提案募集方式の概要、成果事例などについて、わかりやすく説明



学習動画の構成 (全体 約40分)

- 1 地方分権改革の考え方と提案募集方式の概要
- 2 これまでの提案募集方式の成果事例について
- 3 提案検討の参考となるツール等

＜提案募集方式の成果事例動画＞

- ・提案募集方式による制度改正で得られた成果事例について、現地取材映像等を交えてわかりやすく解説

①被災者の生活再建を後押し！ 罹災証明書の交付の迅速化



②農林漁業体験民宿業における 客室面積要件の緩和



③地方版ハローワークの創設



④工場の緑地面積率などに係る 地域準則条例の制定権限の移譲



私たちにご相談ください！ ～地方公共団体からの派遣職員～

